

手當ヲ給ス
 六、日給貳円以下ノ職及之對スル増給ノ件ハ妻子其ノ
 他扶養ノ義務ヲ負フ為メ生計困難ト認ムルモノ
 ニ限リ貳割以内ノ範圍内ニ於テ貳円ヲ限度トシ相当
 補給ノ方法ヲ取ルヘシ
 七、定期昇給ノ件ハ毎年一回九月ニ於テ詮衡ノム昇給セシム
 但シ特別ノモノハ臨時選拔昇給ヲ行フコトアル可シ
 八、残業増ノ件ハ旧ニ復ス
 九、職ヲ往復配船ノ件ハ改善ノ方法ヲトルコトス
 十、今回ノ件ニ就キ職性者ヲ出タサハル事ヲ承認ス
 但シ其行動常軌ヲ逸スルモノハ此ノ限ニアラス
 右同答ス

大正十年六月八日
 藤永田造船所主 永田三十郎
 職 互一同御中

特秘 第六一六號
 大正十年六月八日

大阪府知事 池松時和

内務大臣 床次竹二郎
 海軍大臣 加藤友三郎
 敬言視總監 岡喜七郎
 兵庫縣知事 有吉忠一
 大阪地方裁判所檢察正 正原

藤永田造船所労働争議ニ
 関スル件 第十ニ報

會社ハ本日ノ回答ニ對スル實行委員ノ態度及其
 後該委員ノ一般職工ニ報告セル情勢等ヲ鑑ミ現
 狀ヲ以テシテハ今後尙急業ヲ狀態ヲ繼續スル
 ニ止ムルモノトシテ之方高面ノ展開ヲ企テ明九日
 ヨリ向三日間休業ト決シ其間曩ノ回答ニ不平等ナキ

備考